

会 務 月 報

第374号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第9回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成26年2月13日(木) 9:30~12:30

(特別委員は10:30から出席)

会 場 日事連会議室

出 席 者 委 員 長：三栖邦博 副委員長：八島英孝

委 員：泉谷良宏、岡本 賢、佐々木宏幸、

宮原浩輔、高津充良

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久、

富田 裕(特別委員は議事3から出席)

(欠席：北 泰幸)

事 務 局：北野、前田、吉田、鈴木、千浜

<配付資料>

第8回基本問題検討特別委員会議事概要(案)

資料1：社会資本整備審議会・建築基準制度部会資料

資料2：耐震改修に係る業務報酬基準の告示化について
資料

資料3-1：第1回議連勉強会資料

資料3-2：第1回議連勉強会 議事概要(案) 未定稿

資料3-3：三会共同提案についての関係団体との意見交換

資料3-4：第2回議連勉強会資料

資料3-5：第2回議連勉強会 出席者名簿

資料3-6：第2回議連勉強会 発言骨子

資料3-7：勉強会のこれまでの日程と今後のスケジュール
(予定)

議 事

1. 社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について
○社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について、
宮原委員より資料1に基づき報告がなされた。

おもな概要は以下のとおり。

- ・「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度の構築に向けて」(第二次報告)(案)が示された。
構造計算適合性判定の手続き等の見直しでは、建築主が指定
構造計算適合性判定機関等を選択し直接申請する仕組みや2
以上の都道府県で業務を行う機関については、国が指定、監
督等を行い、その上で都道府県知事が業務を代行させること
を選択できる仕組み等を導入すること等が示された。

○次のような意見交換を行った。

- ・具体的な基準法改正はどのようなになるのか。

→今国会に提出される予定である。

- ・引き続き検討すべき課題の小規模な建築物の建築確認、検査
のあり方の小規模には100m²以下も含まれるのか。

→まだ細かい議論はしていない。

- ・この5つの検討課題は長期的な話となる。この中で今後どの
項目を検討していくかということになるのではないかと。

2. 耐震改修に係る業務報酬基準の告示化について

○資料2により佐々木委員より耐震診断、耐震改修に係る業務
報酬基準の告示化の状況について報告された。おもな概要は
以下のとおり。

- ・1/31の最終委員会でまとめた内容がp.14の内容となる。
告示化する、しないについては告示化するという結論となっ
た。その他標準業務と標準外業務に分けること、略算表を作
ることなどが決められた。

○次のような意見交換を行った。

- ・標準業務の対象となるのはどのようなことか。

→標準業務は何、成果物は何というように示す。業務量は略算
表で示すことになる。

- ・いつごろ告示化されるのか。

→今年度中、3月末と聞いている。

・この告示が出されると報酬の単価が上がることになるのか。
→業務量は仮定業務量でこうするべきというものをあげていくことになる。実際とは違ってくる可能性がある。

・標準業務の内容はどのようになるのか。
→標準業務の内容はすべて国交省でつくる。国交省から標準業務の内容が示されてそれに対して意見を言っていくことになるのではないか。

3. 三会共同提案にかかる法改正の検討状況について

○資料3-1～3-7により三会共同提案についての自民党議連勉強会（設計監理等適正化勉強会）での検討状況の概略が八島副委員長より説明された。第1回（1/22）では三会共同提案の説明と国交省の基本的な考え方が示され、第2回（2/12）では三会共同提案の必要性の検討、関係団体のヒアリング（全建連、住団連）、第3回は関係団体のヒアリング（2/18予定、日建連、設備設計事務所協会、構造技術者協会）、続く第4回でとりまとめを行う予定であることが説明された。また高津委員より第1回、第2回勉強会の資料の概要と主な発言内容等が説明された。

三会共同提案についての関係団体のおもな意見は次の通り。

【無登録業務の禁止の拡充について】

- ・全建連・・・これを徹底されると中小工務店等が淘汰されてしまう恐れがある。
- ・設備設計事務所協会・・・設備事務所では事務所登録をしていないところが多い。官公庁の設備改修などで設計業務として発注されると受注できなくなる恐れがある。

【一括再委託の禁止について】

- ・全建連・・・大工、工務店等で支障がある可能性がある。
- ・住団連・・・ハウスメーカーなどでは法整備の形によっては業務形態に支障が出る。

【書面による契約の締結の義務化】

- ・全建連・・・契約の手続きが煩雑になる恐れがある。

・住団連・・・ハウスメーカー等では社長名で設計・施工の契約をしている。建築主と事務所の開設者が直接、設計・工事監理契約を結ぶことを義務づけられるとこれまでの業務形態に支障が出る。

・日建連・・・ゼネコンなどでは設計契約をしてから施工契約をしているわけではない。時間的な基準が組み込まれるようであると支障が出る。

【管理建築士の責務の明確化】

・住団連・日建連・・・開設者が管理建築士に契約の一つ一つについて意見を聞くことは現実には難しい。

【保険契約等の措置の努力義務化】

・住団連・・・ハウスメーカー等では住宅瑕疵担保保険に加入している。設計・工事監理についても保険への加入が義務づけられると、業務のコストアップにつながる。

○次のような意見交換を行った。

・一人親方の大工さん等は現在も建築士と一緒に仕事をしていることが多い。影響を受けるのは小規模工務店ではないか。
中・大規模工務店はほとんど事務所登録をしているので影響はない。この小規模工務店にどのように対応していくか。

・これまでグレーだったところをはっきりさせることは国交省も困っているのではないかと。勉強会で国交省が直接意見をいうことはないが国交省系の議員に発言させるということとは考えられる。

・これから関係団体から出された意見にきちんと反論していかなければいけない。具体的に反論を示せば問題点も減っていくのではないかと。

・別契約で業務が煩雑になるというがこれまでの契約のなかに設計・監理の項目を入れればよい。

・契約の義務づけが素人である消費者の負担となるという考え方はおかしい。素人であるがゆえに契約をした方がよいということにならないか。

・今回の契約の必要性の提案の主旨は、設計の責任範囲と責任の主体を明確にするということである。

・国会議員からは妥協案を考えないと進まないといわれている。

経過措置、建物規模、外注委託事務所の扱い等、どこで折り合いをつけるか、調整に際しての判断が必要になってくる。

○三栖委員長より今後、関係団体、国交省との調整が必要になってくるが、どのように調整していくかについては一任してほしい旨、提案され、了承された。

○次回委員会日程 第3回議連勉強会に向けての調整案の状況により開催時期を判断することとした。

■平成26年2月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成26年2月26日（水）

13:30～15:40

2. 場 所 日事連会議室

3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、
出席者数13名

4. 出席者の氏名

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、後藤明夫、田畑光三、富岡 学、
宮原克平

事 務 局 北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課
長、千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教
育・情報担当課長、吉田茂調査役

欠 席 者 泉谷良宏常任理事

5. 議 長

三栖邦博会長から議長について諮り、原案のとおり、西村武副会長を議長に選任した。

6. 議事録署名人

三栖邦博会長、西村武副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

1) 平成26年度事業計画について

事務局より、資料1によって平成26年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

協議の結果、資料1の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

なお、通常理事会での平成26年度事業計画案の説明は常置委員会委員長及び専務理事が行うこととした。

2) 平成26年度収支予算について

事務局より、資料2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成26年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

予算は、昨年度まで総会に諮っていたが、一般社団法人に移行し、現在の定款では理事会の承認によって成立する。2年に1度の適合証明技術者の講習と平成26年度から新たに実施する「既存住宅現況検査技術者講習」を同日に受講可能とすることで、適合証明技術者の登録減少に歯止めがかかることが期待される。財政検討特別委員会での検討結果報告（平成24年11月29日理事会承認）をもとに、財政安定に向けた方針に沿った予算案である。

協議の結果、資料2の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 日事連建築賞選考委員会委員の就任について

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

日事連建築賞募集要項及び委員については、平成25年1月28日開催の通常理事会で承認済であったが、その後、1月に森野美徳委員が亡くなられた。円滑な審査を行うため、代わりに都市建築編集研究所代表の石堂威氏を委員とした。

協議の結果、資料3の原案を了承し、3月通常理事会に提

案することを決めた。

4) 消費税率の変更に伴う法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）の対応等について

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

消費税増税に伴う建築士定期講習受講手数料の改定について、昨年、建築技術教育普及センター（建築教育センター）より、本会及び日本建築士会連合会（士会連）に対して受講手数料を税込12,960円（税抜12,000円）とする提案がなされた。これは、現行の受講手数料に消費税増税分を転嫁すると税込13,268円となるが、他の主要講習機関が受講手数料に増税分を転嫁しても、税込12,000円強にとどまり、13,000円代では受講者の心理的な印象から受講者が民間講習機関に流れてしまう恐れがあるため、13,000円を切る様にしたい。また、平成26年度は3年間隔の建築士定期講習で最も受講者が多い年度のため、受講料を12,000円代に据え置くことで多数の受講者確保を期待するというものである。これに対し、本会では、教育・情報委員会で協議した結果、受講料を12,000円代に据え置いたところで、他の講習機関との金額差は埋まらず、受講者確保に寄与することは期待できない。また、本会及び単位会の経費配分減額の方が影響が大きいと考え、消費税増税分を適正に転嫁する方針で建築教育センター及び士会連と協議した。しかし、士会連が建築教育センター提案を支持したため、最終的に平成26年度については、受講手数料を税込12,960円とし、経費配分を減額することとなった。

なお、管理建築士講習については、教育・情報委員会で検討結果に基づき、消費税増税分を現行の受講手数料に転嫁し、平成26年度より、税込16,200円（税抜15,000円）とすることで建築教育センターと合意している。

協議の結果、資料4の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

5) 3月通常理事会の議題等について

事務局より、資料5によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料5を3月通常理事会開催通知とすることを

決めた。

(2) 報告事項

1) 社会資本整備審議会の「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」の第二次答申について

専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

2月3日に第12回建築基準制度部会が開催され、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」のとりまとめがなされた。同建築基準制度部会終了後、ただちに建築分科会（第34回）が開催され、報告がなされた。資料6は、社会資本整備審議会から2月25日に公表された第二次答申の正式版である。同答申では、引き続き「建築法体系勉強会」において提議された事項も踏まえ、今後の建築基準制度のあり方について継続して検討していく必要があるとしている。

2) 耐震診断・改修設計に係る業務報酬基準の告示化について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

国土交通省では、耐震改修を促進するための施策の強化・推進を図っており、平成25年2月にとりまとめられた社会資本整備審議会答申等を踏まえ、同年4月より耐震診断・改修設計に係る業務報酬の算定方法検討委員会及び部会を設置して業務報酬基準の作成について議論が重ねられてきた。同委員会及び部会には本会から佐々木理事（業務報酬基準WG主査）が委員として出席している。同業務報酬基準を作成するため、告示第15号と同様に建築関係団体の協力のもと、平成25年8月から9月に、各調査協力事務所へ耐震診断改修設計に係る業務量実態調査が実施された。

同委員会によれば、以下の内容で業務報酬基準の告示化を進めているようである。

①従来の告示第15号とは別に、新たな告示として耐震改修に係る業務報酬基準を定める。

②告示の対象となる業務は、建築士事務所の開設者が行う

「耐震診断」及び耐震改修に係る建築物の「設計」、「工事監理」、「建築工事契約に関する事務」、「建築工事の指導監督の業務」を示す。

③業務報酬の算定方法は、告示第15号と同様に、実費加算方法及び略算方法とする。

④告示は、平成26年3月までに国がとりまとめ、その後、公示及び解説書が出される予定である。

3) 三会共同提案にかかる法改正の検討状況について

三栖会長、八島副会長及び専務理事より、資料8-1～5によって次の趣旨の概要報告がなされた。

国土交通省より建築関係団体と調整するよう指示を受け、12月から1月にかけて、住団連、日建連及び全国中小建築工事業団体連合会（全建連）と意見交換・情報交換を行った。1月からは自民党建築設計議員連盟（以下、議連）に新たに設計監理等適正化勉強会（山本有二座長、議連加入議員のうち約20名が参加）を設け、1月22日の第1回勉強会では、三会共同提案についての概要説明・意見交換を実施、2月12日の第2回勉強会では、三会共同提案についての必要性の説明と全建連・住団連からのヒアリングを行った。2月19日の第3回勉強会では、日建連、日本設備設計事務所協会及び日本建築構造技術者協会からのヒアリングを行ったところである。この3回の勉強会を踏まえ国土交通省が法案の調停案を作成し、2月27日に国土交通省と協議後、三会で調整し、3月5日の第4回勉強会に臨む予定である。

議連の幹部の先生からは、3月中に議連としての法案要綱をまとめ、4月に法制局や自民党以外の政党と調整を図り、5月の連休明けに法案を提出しなければ、今国会での成立に間に合わないと言われている。

本会では、建築設計・工事監理を業として行う者は全て事務所登録をすることと、設計・工事監理契約は建築士でないとできない範囲については書面による契約の義務化を目指していたが、業を行うには事務所登録が現行法でも必要であることを技術的助言で明らかにするとともに、契約

の書面化については、施工団体の反対や議連の幹部の先生のアドバイスを受け入れ、延べ面積300㎡以下のものについては将来の課題とし、契約書面の義務化の対象外とすることとした。しかしながら、内容的には概ね三会の要望に沿ったものとなっている。

4) 全国大会実行特別委員会（東京開催）委員について

事務局より、資料9により次の趣旨の報告がなされた。

全国大会実行特別委員会（東京開催）の委員構成については、平成25年11月28日開催の通常理事会で承認済であったが、その後、委員を資料のとおり14名決定した。なお、2月3日開催の第1回委員会では、東日本大震災への対応（建築復興支援センターの活動の総括）を全国大会のテーマ等にとすることとしたため、東北3会から特別委員3名を加えている。

5) 平成26年度の主な会議日程（予定）について

事務局より、資料10によって平成26年度の主な会議日程について報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成25年11月末、12月末及び1月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料11のとおり。

平成25年11月30日現在 正会員46団体

構成員14,995事務所、賛助会員3社

平成25年12月31日現在 正会員46団体

構成員14,996事務所、賛助会員3社

平成26年 1月31日現在 正会員46団体

構成員15,008事務所、賛助会員3社

7) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料12により報告がなされた。

8) 経過報告について、事務局より資料13により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成26年度事業計画書（案）

資料2-1：平成26年度収支予算について他

資料２－２：平成２６年度一般会計予算内訳書（案）
資料２－３：平成１３～２６年度末（予算）当期損益と特定
資産残高
資料３：日事連建築賞選考委員会委員の就任について
資料４：第３８回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施
及び特別委員会の設置について
資料５：平成２６年３月通常理事会開催通知
資料６：今後の建築基準制度のあり方について「木造建築関
連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検
査制度等の構築に向けて」（第二次答申）
資料７：耐震診断類改修設計等に係る業務報酬基準の告示化
についての報告
資料８－１：第１回議連勉強会資料
資料８－２：第２回議連勉強会資料
資料８－３：第３回議連勉強会資料
資料８－４：三会共同提案についての関係団体との意見交換
資料８－５：勉強会のこれまでの日程と今後のスケジュール
（予定）
資料９：全国大会実行特別委員会（東京開催）委員について
（報告）
資料１０：日事連・平成２６年度主な会議日程（予定）
資料１１：会員・構成員異動報告書
資料１２：後援・協賛名義使用の件
資料１３：経過報告

■第３回全国大会実行特別委員会議事概要

日 時 平成２６年４月１８日（金）

１０：００～１２：５０

場 所 日事連会議室

出席者

委員長 三栖邦博

副委員長 大内達史

委 員 田端隆、戸張隆、戸井田秀明、鈴木兼次、
宮下登久子、西倉努、加藤昇、芝京子、白井勇

特別委員 鍋倉孝行、松田純也、渡辺光司

オブザーバー 但野廣

事務局 高津専務理事、前田、松谷

はじめに、三栖委員長より次の趣旨の発言がなされた。

前回の委員会で「震災」がテーマの候補に挙げられ、それ
に沿った大会テーマ、大会宣言、行事形式について各委員の
意見を事前に提出してもらったが、昨日４月１７日に自由民
主党国土交通部会で「建築士法の一部を改正する法律案」が
了承された。今国会で法案成立となれば、１０月の全国大会
で「建築士法の一部改正」を取り上げる良い機会である。テー
マの候補とされている「震災」と「建築士法の一部改正」の
２つのテーマを全国大会でどのように取り上げたらよいか等
を改めて議論したい。

１．報告事項

（１）建築士法改正について

高津専務理事より次の趣旨の報告がなされた。

４月１７日に自由民主党国土交通部会で、建築士法の一部
を改正する法律案が審議、了承され、今後、自由民主党は公
明党、野党と調整後、委員長提案として今国会に提出する予
定である。また、国会会期は６月２２日（日）までとなつて
おり、翌２３日の日事連定時総会で取り上げることは時間的
に難しいため、１０月の全国大会は「震災」と「建築士法改
正」を併せて発表する良い機会であると思われる。委員長か
ら発言があったように、この２つの取り上げ方を議論してほ
しい。

２．協議事項

（１）行事形式、大会テーマ、大会宣言について

各委員より「震災」をテーマとした内容で事前に意見提出
されていた大会テーマ、大会宣言、行事形式について資料１
により意見発表を行った。

また、「建築士法改正」を「震災」と併せてどのように取
り上げることが良いか議論を行った。

委員からは次のような意見が出された。

・建築士法改正の説明等に時間をかけ、震災についてはサブ

テーマとして取り上げたら良いのではないかな。

- ・東日本大震災をテーマとした場合、被災地から何を伝え、どのような価値観を共有するかにより、テーマと講演、シンポジウム等の形式と人選が決まるのではないかな。
- ・講演は、講師の取り組んだ事例や復興活動と講師の見識による復興像の話になる。
- ・講演とシンポジウムを両方行うのは2時間以内では不可能ではないかな。
- ・未来に向けた話をしてもらった方が良いのではないかな。
- ・シンポジウム形式で建築復興支援センター等の報告を取り上げ、参加者に建築士事務所協会のあり方を見直してもらう。また、コーディネーターは建築復興支援センター等の内容を理解している人が良いのではないかな。
- ・「建築士法の一部改正」に関する冊子を大会参加者に配布したら良いのではないかな。
- ・シンポジウム等の開始時刻は昼食の時間帯は避け、従来通り13時開始が良いのではないかな。
- ・シンポジウムを日事連、士会連合会及びJ I Aの三会で行い、建築設計界がまとまった重要性をアピールしてはどうか等の意見も出された。

協議の結果、行事形式（案）とタイムスケジュール（案）を以下のとおりとした。

- ・行事形式（案）（所要時間2時間15分）

第1部 東日本大震災関連シンポジウム

13:00～14:30

①出演者

東北三会（復興支援センター）、三栖会長及びコーディネーター（日事連会誌編集の城市氏等が考えられる）

②テーマ等

復興支援センターの果たした役割、大災害への事前対応として単位会と行政の連携の重要性、復興の課題等について、全国の単位会への情報発信等

③行政等のメッセージを事前に録画し、会場で放映（1名）

支援活動の重要性を理解している行政担当者（岩手県、福

島県）、東北三会で候補者を選出

第2部 建築士法改正の意義に係わる講演

14:40～15:10

①出演者（自民党、日事連関係者のみ）

三会（日事連、士会連合会、J I A）の取り組み等動きを理解している山本有二代議員等が候補として考えられる。

②形式

士法改正の概要は小冊子等を配布する。

士法改正の意義を中心に講演をしていただく（質問の時間は設けない）三代会長等が講演の際、壇上に同席する様な形で検討する。

大会式典は、15:30～17:00とし、表彰式の時間配分を短くするよう事務局で検討する。

パーティ 17:20～

「震災」及び「建築士法の改正」の両方をテーマとすることを踏まえた内容で、各委員は4月30日までに大会テーマ、大会宣言について具体的な意見があればメールで提出することとし、委員長が総括し、次回の委員会までに具体的な案を事務局へ提案することとした。

また、特別委員は東日本大震災関連として、ビデオ出演者の検討及びシンポジウム出演者等の候補者について意見をメールで提出することとした。

次回委員会開催予定

第4回 平成26年5月15日（木）

10:00～13:00

（配付資料）

資料1 行事形式、大会テーマ、大会宣言について

参考1-1～1-3 建築士法改正について

参考2-1～2-2 委員会等の大会までのスケジュール（案）について

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成26年

5月21日 監査会

28日 正副会長会

常任理事会

29日 JAAF-MST維持管理WG

6月 3日 会誌編集専門委員会

5日 日事政研役員会

通常理事会

11日 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約
約款調査研究会運営委員会

■4月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成26年4月1日～4月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,034	- 2	4,696	22.0 %	235	- 5	22.7 %
青 森	173	+ 3	994	17.4 %	36		20.8 %
岩 手	268		1,079	24.8 %	61	- 2	22.8 %
宮 城	361	+ 1	2,192	16.5 %	71	- 2	19.7 %
秋 田	149	+ 1	1,146	13.0 %	42	- 1	28.2 %
山 形	174		1,261	13.8 %	49	+ 1	28.2 %
福 島	221		1,673	13.2 %	54		24.4 %
茨 城	498	- 5	2,213	22.5 %	141	- 1	28.3 %
栃 木	176		1,469	12.0 %	86	- 1	48.9 %
群 馬	186		1,895	9.8 %	88	- 1	47.3 %
埼 玉	527	- 1	5,177	10.2 %	112	- 3	21.3 %
千 葉	437	- 1	3,643	12.0 %	108	- 3	24.7 %
東 京	1,521	+ 1	15,761	9.7 %	445	- 14	29.3 %
神奈川	765		6,509	11.8 %	176	- 4	23.0 %
新 潟	329	+ 6	2,509	13.1 %	111	- 1	33.7 %
長 野	450	- 1	2,319	19.4 %	118	- 2	26.2 %
山 梨	101		873	11.6 %	11	- 1	10.9 %
富 山	309		1,341	23.0 %	59	- 1	19.1 %
石 川	285	+ 15	1,336	21.3 %	52		18.2 %
福 井	244	- 2	1,037	23.5 %	55	- 1	22.5 %
静 岡	479	- 8	3,368	14.2 %	134	- 2	28.0 %
愛 知	565	- 2	5,305	10.7 %	126	- 6	22.3 %
三 重	188	+ 4	1,368	13.7 %	63	- 3	33.5 %
滋 賀	188	- 1	1,234	15.2 %	34	- 2	18.1 %
京 都	317		2,252	14.1 %	86	- 3	27.1 %
大 阪	808	- 2	6,685	12.1 %	169	- 2	20.9 %
兵 庫	435		3,729	11.7 %	106	- 7	24.4 %
奈 良	113		1,000	11.3 %	22	- 1	19.5 %
和歌山	118	+ 1	774	15.2 %	26		22.0 %
鳥 取	87		516	16.9 %	46		52.9 %
島 根	138		719	19.2 %	68	- 3	49.3 %
岡 山	409	- 3	1,603	25.5 %	59	- 1	14.4 %
広 島	342	- 1	2,461	13.9 %	120	- 3	35.1 %
山 口	108		1,148	9.4 %	37		34.3 %
徳 島	96	+ 1	915	10.5 %	12	- 1	12.5 %
香 川	102	+ 3	1,159	8.8 %	16	- 1	15.7 %
愛 媛	152	+ 1	1,244	12.2 %	34		22.4 %
高 知	143	+ 3	693	20.6 %	20		14.0 %
福 岡	487	- 1	3,811	12.8 %	140	- 1	28.7 %
佐 賀	177		640	27.7 %	30	- 2	16.9 %
長 崎	256	- 2	906	28.3 %	44	- 2	17.2 %
熊 本	218	- 2	1,403	15.5 %	88	- 1	40.4 %
大 分	152		964	15.8 %	35		23.0 %
宮 崎	120	- 1	1,114	10.8 %	55	- 1	45.8 %
鹿児島	304		1,382	22.0 %	84	- 1	27.6 %
沖 縄	190		1,269	15.0 %	51	- 1	26.8 %
計	14,900	+ 5	106,785	14.0 %	3,815	- 86	25.6 %

※建築士事務所登録数は平成25年9月末日現在の数字である。